投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2018.9.15



アセアン社債ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/債券

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

	商品分類	属性区分					
単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	年12回 (毎月)	アジア	ファミリー ファンド	なし

- ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
- ※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。
- ●本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- ●本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に 掲載されています。
- ○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に 関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ○請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「アセアン社債ファンド(毎月決算型)」の募集については、委託 会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年9月14日に関東 財務局長に提出しており、2018年9月15日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設 立 年 月 日:1985年8月1日

資 本 金:20億円

運用投資信託財産の.13兆7,438億円 合計純資産総額

(2018年6月29日現在)

ホームページアドレス

https://www.am.mufg.jp/

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

アセアン諸国の企業が発行する米ドル建ての社債等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色



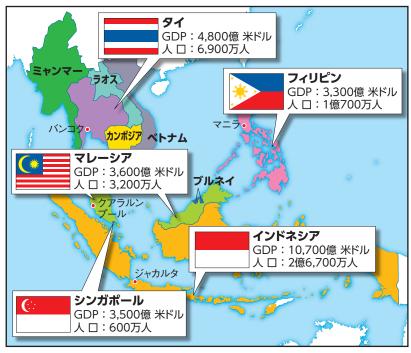
アセアン諸国の企業が発行する米ドル建ての社債等が実質的な主要投資対象です。



アセアン(ASEAN)とは

東南アジアの国々による、政治経済その他広範な分野におよぶ包括的な協力機構であり、正式名称は東南アジア諸国連合(Association of Southeast Asian Nations)です。2018年6月末現在の加盟国はインドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの10ヵ国に及びます。地域としての経済発展のため、域内の貿易自由化や法制度整備等が進んでおり、アセアン経済共同体の構築など、様々な取り組みを行っています。

<主なアセアン加盟国の名目GDPと人口>



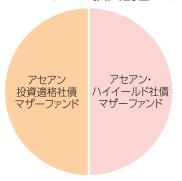
※データは2018年現在、GDPはIMF推計、人口は国連推計 (出所)IMF World Economic Outlook Database April 2018、国連「World Population Prospects:The 2017 Revision」のデータを基に三菱UFJ国際投信作成

■ ファンドはアセアン加盟国全てに投資を行うとは限りません。市場規模、規制環境等を考慮し委託会社が判断します。

- アセアン投資適格社債マザーファンドおよびアセアン・ハイイールド社債マザーファンドへの投資を通じて、主としてアセアン諸国の企業が発行する米ドル建ての社債等に投資を行います。
- アセアン投資適格社債マザーファンドおよびアセアン・ハイイールド社債マザーファンドに それぞれ純資産総額の50%程度投資を行います。また、マザーファンドの組入比率は高 位を維持することを基本とします。

各マザーファンド 投資対象等 アセアン諸国の企業が発行する米ドル建ての投資適格社債等を主要投資対象と します。 アセアン投資適格社債 投資する債券は、原則として取得時においてBBB-格相当以上の格付けを取得し マザーファンド ているもの、もしくは委託会社の格付基準によりBBB-格相当以上の格付けを付 与されているものに限ります。 アセアン諸国の企業が発行する米ドル建てのハイイールド社債等を主要投資対 象とします。 アセアン・ハイイールド 投資する債券は、原則として取得時においてB-格相当以上の格付けを取得して 社債マザーファンド いるもの、もしくは委託会社の格付基準によりB-格相当以上の格付けを付与さ れているものに限ります。

! 市況動向などに応じて、一部、米国国債やアセアン諸国の現地通貨建ての公社債等に投資する場合があります。
〈各マザーファンドへの投資割合のイメージ〉



♪ 上記はイメージであり、実際の投資割合とは異なる場合があります。

■ハイイールド債券とは

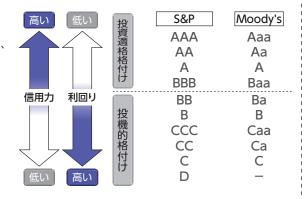
格付会社(S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's) など)によりBB格相当以下の低い格付けを付与された債券をいいます。

一般的にハイイールド債券は、投資適格債券(BBB格相当以上)と比較して、債券の元本や利子の支払いが滞ることや、支払われなくなるリスクが高いため、通常、その見返りとして投資適格債券よりも高い利回りを投資家に提供しています。

つまり、ハイイールド債券は、主として社債を中心とした低格付けの発行体が発行する債券で、 信用力が低い反面、高い利回りが期待できる債券です。

格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

S&PのAAからCCCまでの格付けには「+,-」、Moody's のAaからCaaまでの格付けには「1、2、3」という付加記号を省略して表示しています。



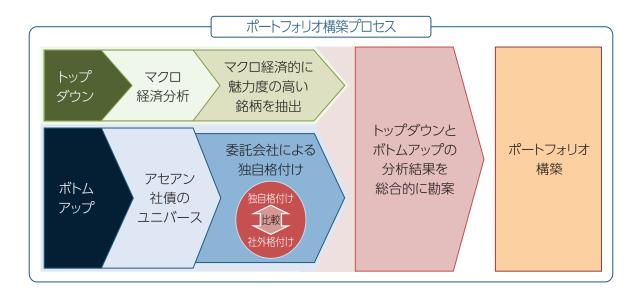
上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。



債券の運用にあたっては、マクロ経済分析や市場分析等に基づくトップダウンアプローチと、発行企業や債券の市場価値等を分析するボトムアップアプローチの分析結果を総合的に勘案し、ポートフォリオを構築します。

- ポートフォリオを適切に管理するため、マクロ経済環境の分析に基づく、金利見通し、市場分析、カントリーリスクなどの分析を行います。
- 上記に加え、発行企業の信頼性と債券としての価値の側面から分析を行います。委託会社の独自調査体制に基づく発行企業の分析により、独自の社内格付けを各企業に付与します。

これに独自の評価基準を用い、また、格付会社の格付けが付与されている企業については社内格付けと比較することを含め、個々の債券の割安度を判断します。



- 乳 発行企業の分析は、運用を行うチームとは独立したチームが行います。
- ! 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- ! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html) でご覧いただけます。



アセアン通貨の中で複数の通貨(以下「対象通貨」といいます。)に分散投資を行います。

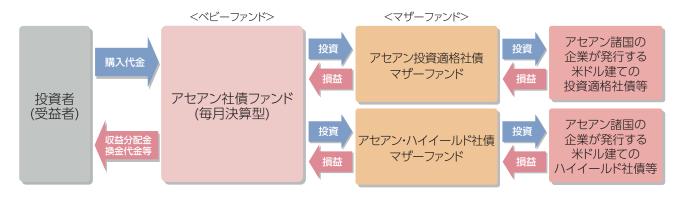
● 各対象通貨の配分は概ね均等とすることを基本とします。なお、アセアン諸国の投資環境等に応じて、対象通貨の見直しまたは通貨の配分を変更することがあります。



- ! 上記はイメージであり、実際の通貨配分とは異なる場合があります。また、組入通貨については、今後変更となる場合があります。
- ・各国の通貨規制動向等による制約が生じた場合には、当該制約の範囲内で特定の通貨に偏らないよう分散投資を行います。
- 実質組入米ドル建て資産に対して、原則として米ドル売り対象通貨買いの外国為替予約取引または直物為替先渡取引(NDF)等を行います。
 - □ 直物為替先渡取引(NDF)とは、投資規制のある通貨への実質的な投資等を目的として、決済時に元本の受け渡しを行わずに、元本に対する取引時に決定した取引レートと決済レートの差額を、米ドル等に換算して、受け渡しを行う取引です。
 - NDF取引では、通常の為替予約取引と比べ、市場の期待値(需給)や規制の影響等を大きく受けて価格が形成される傾向があります。
- 原則として、対円での為替ヘッジを行いません。このため、基準価額はすべての対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主にアセアン投資適格社債マザーファンドおよびアセアン・ハイイールド社債マザーファンドへの投資を通じて、アセアン諸国の企業が発行する米ドル建ての社債等へ実質的 に投資するファミリーファンド方式により行います。



■ 米ドル売り対象通貨買いの外国為替予約取引または直物為替先渡取引(NDF)等については、ベビーファンドにて行います。



毎月の決算時に分配を行います。

- 毎月の決算時(15日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

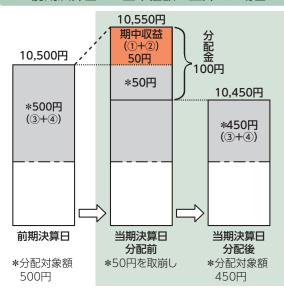
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および ④収益調整金です。

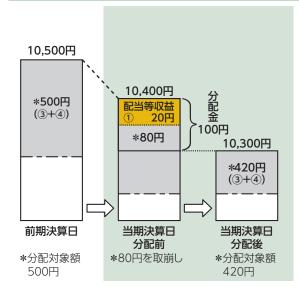
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合





※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

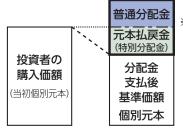
分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として 支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる 分配対象額となります。

収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

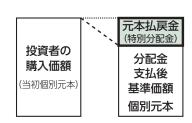
分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部 払戻しとみなされ、その 金額だけ個別元本が減少 します。

また、元本払戻金(特別 分配金)部分は非課税 扱いとなります。



普 通 分 配 金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの **運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します**。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により 損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。 投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

保有米ドル建て資産について、米ドル売り・各対象通貨買いの為替取引を行うため、各対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。

為替取引を行う場合で各対象通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。 為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きくカイ離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、各対象通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

カントリー・ リスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

ファンドは、格付けの低いハイイールド債券を主要投資対象としており、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

■その他の留意点

- •ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- •ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。



■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- •基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- •年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- •ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した 年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

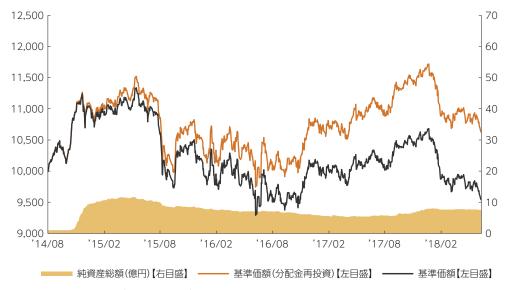
代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。



■基準価額・純資産の推移

2014年8月18日(設定日)~2018年6月29日



- •基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- •基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額·純資産

基準価額	9,548円
純資産総額	7.4億円

■分配の推移

2018年 6月	25円
2018年 5月	25円
2018年 4月	25円
2018年 3月	25円
2018年 2月	25円
2018年 1月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	1,100円

•分配金は1万口当たり、税引前

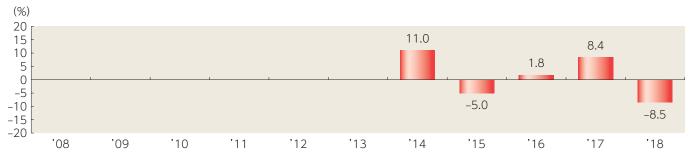
■主要な資産の状況

通貨別構成	比率
フィリピンペソ	19.8%
シンガポールドル	19.7%
マレーシアリンギット	19.7%
インドネシアルピア	19.6%
タイバーツ	19.5%
円	2.3%
アメリカドル	-0.6%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	種別	比率
1	VAR SMC GLOBAL PO 491229	社債	2.3%
2	5.125 PERUSAHAAN 240516	社債	2.3%
3	VAR UNITED OVERSE 260916	社債	2.2%
4	4.25 PT PELABUHAN 250505	社債	2.1%
5	VAR ROYAL CAPITAL 491229	社債	2.1%
6	5.75 VLL INTERNAT 241128	社債	2.1%
7	4.45 SAKA ENERGI 240505	社債	2.1%
8	3.875 GLP PTE LTD 250604	社債	2.1%
9	4.95 LISTRINDO 260914	社債	2.0%
10	7.5 OLAM INTERNAT 200812	 社債	1.8%

[•]各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



- •収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- •2014年は設定日から年末までの、2018年は年初から6月29日までの収益率を表示
- •ファンドにベンチマークはありません。



手続•手数料等

■お申込みメモ

	_	
	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
# 3 D±	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入時	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金時	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日 ・ニューヨークにおける債券市場の取引停止日
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
De la constant de la	購入の申込期間	2018年9月15日から2019年9月13日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
申込について	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
30.6	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情 (投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
	信託期間	2024年6月14日まで(2014年8月18日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
alk)	信託金の限度額	1,000億円
その他	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	6ヵ月毎(6・12月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用・税金



投資者が直接的に負担する費用

		Γ.			
	購入時手数料		支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
			販売会社	購入価額に対して、 <mark>上限2.7%(税抜 2.5%)</mark> (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明·情報 提供、購入に関する事務手続等
			(購入される販	売会社により異なります。くわしくは、販売会社に	ご確認ください。)
	信託財産留保額	ありません。			

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

日々の純資産総額に対して、年率1.6632%(税抜年率1.54%)をかけた額

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数/ 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。

運用管理費用 (信託報酬)

その他の費用・

手数料

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.75%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.75%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報 提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。

- ・監査法人に支払われるファンドの監査費用
- ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
- ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
- ・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等
- ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
- ※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。
- ※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。





税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※上記は2018年6月末現在のものです。
- ※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。 販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。 ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

MEMO

